

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan



中国商標法9条、10条と先行する権利および国名等の使用

第26回の本稿では、中国商標法第1章「総則」から、登録要件について定めた9条、外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一または類似するものについて登録を認めないことを定めた10条1項2号を取り上げるとともに関連する事件を紹介する。



1. はじめに

前回は、中国商標法第1章「総則」から商標の保護対象について定めた8条のうち「音声商標」の保護および、馳名商標の保護について定めた13条について紹介した。今回は、登録要件および外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一または類似するものの使用について解説し、近時の関連の事例を取り上げる。

2. 中国商標法9条

「出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ、他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

商標権者は『登録商標』または登録済みの表示を表記する権利を有する」

改正前後において本条の規定に変更はない。

1項で、商標出願の対象である商標は、顕著性および容易に識別できる必要があることを規定している。また、他人の先に取得した合法的な権利、例えば著作権等と抵触してはならないと

している。

本稿では、著作権との抵触について問題となった事件を紹介する。

2項では、商標権者が登録商標を使用する際に登録表示を用いる権利を有する旨、規定されている。登録表示は商標権者の権利であり、義務ではない。

3. 商標権侵害訴訟事件 《(2015) 普民三(知) 初字第402号》

(1) 事件の経緯

① 権利の取得と原告への権利の付与
義烏市慶鵬化粧品有限公司（以下、慶鵬公司）は、国家工商行政管理総局商標局（以下、商標局）に係争商標を出願し、2011年10月28日に商標権を取得した。

2014年9月1日、慶鵬公司は、金華市斯科塞斯品牌管理有限公司（以下、原告）に、上記商標権を含む全ての知的財産権を行使する権利を与えた。

② 権利侵害の訴え

2015年に原告は、上海のあるショッ

ピングモールで、古詩美貿易（上海）有限公司が万事達商貿（深圳）有限公司（以下、あわせて「被告ら」）から仕入れた「COCONUT PASSION」のマークを付した化粧品を販売していることを知った。

原告の調査によると、上記化粧品は、杭州、広州、深圳などにおいても販売されている。原告は、裁判所に提訴して、被告らが係争商標の商標権を侵害

当事者および係争商標

人民法院：上海市普陀区人民法院
判決日：2016年12月29日

【当事者】

原告：金華市斯科塞斯品牌管理有限公司
被告：古詩美貿易（上海）有限公司
万事達商貿（深圳）有限公司

【係争商標】

登録番号：8763706
出願日：2010年10月21日
公告日：2011年7月27日
登録査定日：2011年10月28日
区分：第3類

Coconut passion

していると主張し、関連化粧品の輸入・販売の中止、損害賠償を求めた。

③ 被告らによる著作権登録

被告らは、当該化粧品における「COCONUT PASSION」の使用は、VICTORIA'S SECRET STORES BRAND MANAGEMENT, INC.(以下、ビクトリア社)が所有する著作権に基づく正当な使用であると反論した。

ビクトリア社は、2014年2月11日に国家版權局に対して「Coconut Passion 製品包装のデザイン」について著作権の登録申請を行い、登録を得た。登録証に記載された著作物の公表日は、2010年9月9日である。同社は、2015年9月22日に宣誓書を提示して被告らにVICTORIA'S SECRETブランドの製品を販売する権利を付与したこと、自らが2010年からVSFantasiesというボディークエアシリーズ製品の開発を行い、同シリーズに「COCONUT PASSION」という香りの名称を使用していると主張した。

④ 無効請求

2014年11月3日、ビクトリア社は係争商標の無効宣告を申し立てた。2016年11月7日、国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下、商評委)は、無効宣告請求裁定書(事件番号詳細不明)を発し、下記のように認定した。

・ビクトリア社が提出した証拠か

ら、係争商標の出願日より前に、同社が既に「COCONUT PASSION」を使っていると認められる。

・「COCONUT PASSION」のマークは独特な創造性を有するが、係争商標は文字構成から文字の並び、読み方までも全く同一である。これは偶然とは言い難い。

・慶鵬公司是、係争商標以外にも「米勒哈里斯 miller harris」「Cathy cat」をはじめ665件もの世界各地の著名な化粧品、香水、服装品などに用いられている商標と同一または類似の商標を出願している。

・化粧品の生産・販売会社として慶鵬公司是、それらの著名なブランドを知る可能性が高く、所有する登録商標がそれらと同一または類似しているのは、偶然の一致とはみなし難い。

よって、慶鵬公司には、故意に不当な手段で他人の著名商標を複製、模倣する意図があると考えられる。そのような不当な出願は、正常な生産・経営の範囲を超え、正常な登録商標管理秩序を乱し、かつ、公平競争の市場秩序を損ない、誠実信用の原則に違反しており、「欺瞞的な手段もしくはその他^{ぎまん}の不当な手段」で商標を登録する行為に当たるとして、商評委は係争商標の無効宣告を行った。慶鵬公司是、商評委の無効宣告を不服として北京知的財産法院に行政訴訟を提起したが、現在も審理中である。

(2) 争点

被告らによる著作権登録は、原告より「先に取得した合法的権利」であるか否か。

(3) 侵害事件に関する人民法院の判断

中国商標法9条1項に「他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない」とあるところ、その適用は商標登録時のみならず、権利取得後も問題になる。「先に取得した合法的権利」を有する者はこれに基づいて商標権の権利行使に対し抗弁権を有する。これは、誠実信用という民事法の原則からの必然的な要求である。

当事者の合法的な民事上の権利は、法により守られる。法に別段の規定がない限り、民事上の権利は全て平等である。商標権者から権利を主張された際に「先に取得した合法的権利」を有する者は、当該権利をもって、商標権者の主張に対抗することができる。かかる抗弁について、商標法に詳細な規定は存在しないが、法理上、また司法実務から見ても、この権利に特許権、著作権、商号権などが含まれることは明らかである。

本件で被告らは「COCONUT PASSION」を含む商品包装のデザインに係る著作権をもって原告の主張に対し、抗弁を行っている。

商標権と著作権は共に知的財産権に属しているが、それぞれ違う權益を保

護する。両権利が衝突する場合は、誠実信用、公平競争維持、先の権利を保護する原則などに従って処理すべきである。

著作権は、作品が創作された日に発生する。ビクトリア社は当該作品の著作権を有し、その著作権は中国の法により保護される。本件の場合、同社は慶鵬会社の商標出願より先にデザインを設計・使用している。しかも、原告と慶鵬会社は、本件係争商標以外にも数多くの海外の有名な化粧品ブランドと類似する商標を登録しているが、それらを登録する意図や商標の由来などの説明が十分なされていない。

(4) コメント

商標登録において、出願商標は、他者が先に取得した合法的な権利と抵触してはならない。商標権以外の法に守られる合法的な権利は、中国では「在先権利」という。

中国では、先行する著作権を証明できれば、かかる事実を抗弁に用いることができるほか、他の者が著作物の公表日後に出願した類似の商標への異議申立てや登録無効の請求を行うことも可能である。

なお、著作権の登録証があれば、先行著作権の保有を証明する資料にできる。

日本の場合と比較して、中国において、著作権登録が広く用いられている理由の一つである。

4. 中国商標法10条1項2号

「次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

……(2)外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一または類似のもの。ただし、当該国政府が使用に同意する場合、この限りでない」

改正前後において本号の規定に変更はない。

10条1項では、商標として使用してはならない標章について列挙しており、これらに該当するものは商標登録を受けることができない。2号はそのうちのひとつで、本稿では「外国の国名」に関連する事例を取り上げる。

5. 商標拒絶審決訴訟事件

《(2017)京行終4449号》

(1) 事件の経緯

米国鴻利国際会社（以下、鴻利会社）は、2003年6月27日に、商標局に係争商標を出願したが、李氏会社、吉林市易和通米国加州牛肉面大王餐飲管理有限公司、邯鄲市叢台区金筷子美国加州牛肉面大王ファストフード店などが、前記出願に対して異議を申し立てた。

商標局が2013年11月25日に係争商標の拒絶査定を下したところ、鴻利会社は、それを不服として商評委に審判請求を行ったが認められなかった。その後、北京知的財産権法院に訴訟を提起したが、一審は商評委の審決を維持した。

鴻利会社はこの判決を不服とし、北京市高級人民法院に上訴した。

(2) 商評委の判断

係争商標は、「美国加州牛肉面大王」（注：「美国」は米国、「加州」はカリフォルニア州、「牛肉面」は牛肉麵を意味する）と「C.B.N.K. U.S.A」からなるが、その主たる識別機能を有する部分は「美国加州牛肉面大王」である。

「美国加州」は、公衆によく知られている米国の地名である。「牛肉面」は、そのサービス内容を直接的に表しているにすぎない。北京市第一中級人民法院（1994）中経（知）初字第568号民事判決と、国家工商行政管理総局により、鴻利会社の牛肉面が著名な商品であると認定されたが、この事実をもって、係争商標の「美国加州牛肉面大王」は

当事者および係争商標

人民法院：北京市高級人民法院
判決日：2018年2月28日

【当事者】

原告：米国鴻利国際会社
被告：商標評審委員会（商評委）

【係争商標】

登録番号：3609864
出願日：2003年6月27日
公告日：2006年11月21日
登録査定日：2007年2月21日
区分：第43類



登録されるべきであるとする必然的な理由にはならない。

(3) 一審の判断

係争商標は2013年改正商標法10条1項2号の規定に当てはまる。係争商標には、商標登録不可能な飲食業界において麺類の種類を示す通用名称(注:普通名称)である「牛肉面」が含まれている。係争商標におけるその他の漢字、英文字、図形は顕著性を有しない。よって、商標としてサービスの出所を識別する機能を発揮し得ないため、係争商標を登録することはできない。商評委の判断には誤りはない。

(4) 二審の判断

商標法10条1項2号によると、外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一または類似するものは商標として使ってはならない。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。これは、商標として使用できない標章に関する具体的な規定であり、関連する標章がこれに該当する場合、通常、当該関連標章の実際の使用状況を考慮しなくてもよい。

本件の場合、係争商標は、漢字の「美国加州牛肉面大王」と英文字の「C.B.N.K. U.S.A.」と、点線で描かれた長方形からなる。それらのなかでは漢字の割合が大きく、中国の公衆は一般的に漢字に注目しやすいので、「美

国加州牛肉面大王」の部分は係争商標の識別機能を有し、顕著性を有する部分になる。そのなかの「美国」は、米国の略称であり商標として登録できない。

「加州」は中国公衆に広く知られている外国の地名であり、「牛肉面」と「大王」は飲食業界におけるサービス内容と特徴に関する通用名称と慣用語であるため、漢字の「美国加州牛肉面大王」という組み合わせは、全体的に外国の国名、地名と区別できるような特徴を持ち得ない。

係争商標の他の部分をみても、「U.S.A.」は米国の英語表記の略称であり、「C.B.N.K.」は「加州牛肉面大王」の英語表記「California Beef Noodle King」の頭字語であるため、全体として、外国地名と区別できるような特徴を有しない。鴻利会社は、当該国政府の許諾を得ている証拠も提出しておらず、係争商標は商標法10条1項2号に該当する。よって、原告の上訴を却下する。

(5) コメント

外国の国名等と同一または類似する標章は、当該国政府の許諾を得ない限り、商標として登録できない。なお、外国の国名等を含むものが一切登録にならないというわけではなく、商標全体の要素の組み合わせと国名等を比較し、標章全体が国名等以外の意味を有し、顕著性がある、関連公衆に誤認させないようなものであれば登録となる可能性がある。

また、商標が国名等と業界の通称名称からなり、かつ、その業界が当該国もしくは当該地域で独占的な地位を有し、公衆に誤認を生じさせないような場合も登録となる可能性がある(例えば「中国電信」)。

6. おわりに

本稿では、中国商標法9条、10条1項2号を取り上げた。今回は、第1章の残りの規定を紹介する予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。

中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。

世界知的所有権機関(WIPO)(スイス、ジュネーブ)で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。

【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋1-3-2 モリイビル4F info@suneast-ip.com

権 鮮枝 隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士

1996~2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気

出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」(発明協会)共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」(発明協会)翻訳。

【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室 quanxz@longanlaw.com